

高知県広域火葬計画 (第一版)

平成26年6月

高知県健康政策部食品・衛生課

| 高知県広域火葬計画

第1 総則

1 - 1	目的	1
1 - 2	定義	1
1 - 3	基本方針	1
1 - 4	県、市町村及び火葬場設置者の役割	1

第2 平常時における対応

2 - 1	火葬場及び連絡担当部局の把握	1
2 - 2	広域火葬実施体制の整備	2
2 - 3	遺体の保存対策	
(1)	遺体検案所、安置所の確保	2
(2)	資機材等の確保	2
2 - 4	緊急通行車両の事前届出	3
2 - 5	情報伝達手順等の整備	3
2 - 6	広域火葬の訓練等	3

第3 災害発生時における対応

3 - 1	広域火葬実施体制	3
3 - 2	被災状況の把握及び報告	3
3 - 3	広域火葬の応援及び協力の要請	4
3 - 4	火葬場の割振り及び調整	4
3 - 5	火葬要員等の派遣要請及び受け入れ	5
3 - 6	遺体の搬送手段の確保	5
3 - 7	相談窓口の設置	5
3 - 8	災害以外の事由による遺体の火葬	5
3 - 9	火葬による特例的取扱い	5
3 - 10	火葬状況の報告	6
3 - 11	引き取り者のいない焼骨の保管	6
3 - 12	広域火葬の終了	6
3 - 13	広域火葬等の応援	6
3 - 14	大規模な疾病の流行等への準拠	6

II 高知県広域火葬事務処理要領

第 1 条	目的	7
第 2 条	基礎資料の整備	7
第 3 条	通知・報告先及び方法	7
第 4 条	火葬場被害状況報告	7
第 5 条	広域火葬応援の要請	8
第 6 条	広域火葬の協力依頼	8
第 7 条	広域火葬の受入回答	8
第 8 条	応援火葬場の割振り、報告	8
第 9 条	広域火葬応援依頼の終了	9
第 10 条	広域火葬応援実績の報告	9
第 11 条	近隣県等からの広域火葬応援に係る対応	9
第 12 条	その他	9
様式第1号	火葬場被害（復旧見込）状況報告（第 報）	10
様式第2号	広域火葬応援要請（第 報）	11
様式第3号	広域火葬協力依頼（第 報）	12
様式第4号	広域火葬受入報告	13
様式第5号	応援火葬場割振（計画）表	14
様式第6号	応援火葬場割振通知（要請市町村用）	15
様式第7号	応援火葬場割振通知（受入火葬場用）	16
様式第8号	広域火葬実施日報	17
様式第9号	広域火葬依頼実績報告	18
様式第10号	広域火葬実績報告	19

高知県広域火葬計画

第1 総則

1-1 目的

この計画は、「高知県地域防災計画」に基づき、災害時における被災市町村の広域火葬の円滑な実施及び遺体の適正な取扱いを確保するため、県、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定め、もって被災市町村における公衆衛生の確保を図ることを目的とする。

1-2 定義

この計画において「広域火葬」とは、大規模災害により被災した市町村（以下「被災市町村」という。）が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、県内及び県外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

1-3 基本方針

大規模な災害が発生した場合は、交通規制等により、遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬入することが不可能となることが想定される。

このため、県、市町村及び火葬場設置者は、迅速かつ円滑な火葬を行うため、火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等に関して適切な調整を行うとともに、死者への尊厳と遺族への配慮を失すことのないよう行動することを基本とし、災害による遺体のほか、病死等による遺体を含めてこの計画に基づき広域火葬を実施するものとする。

1-4 県、市町村及び火葬場設置者の役割

- (1) 県は、広域火葬を円滑に実施するため、情報を一元的に管理し、提供するとともに、市町村、火葬場設置者及び都道府県間の調整を行うなど必要な措置を講じる。
- (2) 市町村は、市町村内の情報収集と整理を行い、広域火葬を円滑に実施するための措置を行う。
- (3) 火葬場設置者は、県と連携し、広域火葬の応援体制を整え積極的に対応する。

第2 平常時における対応

2-1 火葬場及び連絡担当部局の把握

県は、次の事項を定期的に把握し、市町村及び火葬場設置者に情報を提供するものとする。

- (1) 県内及び近隣県内の火葬場に係る名称、所在地、連絡先、火葬炉数、その他必要な事項

- (2) 県内市町村及び近隣県の広域火葬に係る連絡担当部局の名称、連絡先、その他必要な事項

2-2 広域火葬実施体制の整備

- (1) 市町村は、災害時における遺体の取扱い、火葬実施体制、情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (2) 火葬場設置者は、災害時における火葬実施体制、情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (3) 県は、前記(1)及び(2)に関して必要な協力等を行うものとする。

2-3 遺体の保存対策

- (1) 遺体検案所、安置所の確保

市町村は検案所及び安置所（以下「安置所等」という。）の設置に関し、あらかじめ関係機関と協議を行い条件整備に努め、原則として下記の条件を満たす施設を安置所等として確保し、管理全般に関する事項を定め、努めて場所を事前に指定・公表する。なお、遺体の取り扱いについては、死者に対する礼を失すことなく遺体を適切に取扱うとともに遺族の感情にも十分配慮して行動するものとする。また警察本部は、検案に際し法医学会、高知県医師会及び高知県歯科医師会と連携し、迅速に検案できるよう体制を整える。

① 検案実施後、迅速に遺体を安置し、遺族への対応を円滑に行う必要があるため、検案所は安置所と連動できる場所であること

② 家族を捜索する住民の負担、安置所等の管理を担当する市町村職員等の体制を考慮し、できるだけ多くの遺体が1箇所で検案及び安置できること

また、墓地、埋葬等に関する法律により身元不明の遺体等については、死亡地の市町村長が火葬等を行うことになっており、旅行者や津波等により他の自治体から流された遺体を安置する場合もあるので、市町村内における想定以上の遺体数を安置することを考慮すること

③ 検案所は、海水に浸かった遺体等を洗浄する必要があることも考慮し、水道水等が確保でき、コンクリート打ちされた場所で、かつ屋根があること

排水については、油水分離槽を設けることが望ましい

④ 道路が寸断される可能性の低いところであること

⑤ 安置所についても屋内施設であることが望ましいが、状況によりテント等を使用するときは4面張りとすること

- (2) 資機材等の確保

- ① 市町村は、次の事項について必要な措置を講じておくものとする。

ア 遺体保存のための棺、ドライアイス等資機材及び作業要員の確保

イ 安置所等の設置のための机、投光器、発電機、燃料、ブルーシート、担架（できればコロ付き）、遺体収納袋等資機材の確保

ウ 災害時における火葬場までの搬送経路の確保

- ② 火葬場設置者は、火葬に必要な燃料、自家発電設備その他の資機材及び火葬要員の確保について必要な措置を講じておくものとする。
- ③ 県は、遺体の保存及び火葬に必要な資機材の確保並びに遺体搬送の応援に係る協定を関係団体と締結し、市町村及び火葬場設置者を支援するものとする。

2-4 緊急通行車両の事前届出

市町村は、災害時等に遺体の搬送及び資機材の搬送に使用する車両について、災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両として県公安委員会に事前に届け出るよう努めるものとする。

2-5 情報伝達手段等の整備

県は、市町村、火葬場設置者及び中国・四国地方の各県（以下「近隣県」という）間の円滑な広域火葬を確保するために必要な情報伝達の手順、書類様式等をあらかじめ定めておくものとする。

2-6 広域火葬の訓練等

- (1) 県は、市町村等関係者に対する広域火葬計画、要領の周知徹底に努めるものとする。
- (2) 市町村は、高知県広域火葬計画関係資料にある遺体対応マニュアル、遺体の取扱いガイドラインを参考として市町村独自のものを作成し、職員に対して広域火葬計画、要領、遺体対応マニュアル、遺体の取扱いガイドラインの研修を行い、いつでも対応できるよう努めるものとする。
- (3) 県は、市町村、火葬場設置者と連携して広域火葬訓練及び研修を隨時行うものとする。

第3 災害発生時における対応

3-1 広域火葬実施体制

県は、大規模な災害が発生し、広域火葬が必要であると判断した場合は、健康政策部食品・衛生課に遺体対応班（以下「遺体対応班」という。）を設置し、情報の収集、災害規模等に応じた応援可能な火葬場の選定を行い、円滑な広域火葬を推進するものとする。

3-2 被災状況の把握及び報告

- (1) 被災市町村は、災害発生後、速やかにその区域内の死者数の把握を行い、遺体対応班に報告するものとする。
- (2) 火葬場設置者は、災害発生後、速やかに火葬場の被災状況、火葬要員の安否及び出勤の可能性、火葬能力等の把握を行い、遺体対応班に報告するものとする。

- (3) 県は、前記(1)及び(2)の報告により被害状況を把握し、速やかに厚生労働省に報告するものとする。

3-3 広域火葬の応援及び協力の要請

- (1) 被災市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、遺体対応班に対して広域火葬の応援を要請するものとする。
- (2) 県は、被災市町村からの応援要請又は自らの判断により、火葬場設置者及び必要に応じて近隣県に対し、広域火葬の応援要請を行うとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。
- (3) 県は、県内及び近隣県の火葬場だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに厚生労働省に対し近隣県以外の都道府県への応援要請を依頼するものとする。
- (4) 県は、広域火葬の実施を決定したときは、市町村、火葬場設置者及び協定団体に、市町村は、住民及び協定以外の管内葬祭業者に速やかにその旨を周知するものとする。

また、県は、テレビ、ラジオ放送等を活用し速やかに県民にその旨を広報するものとする。

- (5) 県及び火葬場設置者は、県内又は近隣県で災害が発生したときは、速やかに広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。
- (6) 県及び火葬場設置者は、厚生労働省からその他の都道府県への広域火葬の応援要請があったときは、積極的にこれに対応するものとする。

3-4 火葬場の割振り及び調整

- (1) 県は、火葬場の割振りについて次の事項を実施するものとする。
- ① 火葬場設置者、近隣県及びその他の都道府県の広域火葬の応援承諾状況の整理
 - ② 被災市町村ごとの火葬場の割振り及び当該割振りの被災市町村への通知
 - ③ 応援を承諾した火葬場設置者、近隣県及びその他の都道府県に対する火葬依頼の通知
- (2) 被災市町村は、県から火葬場の割振り通知があった場合、次の事項を実施するものとする。
- ① 県からの通知及び市町村内の火葬場の状況に基づき、遺体安置所に安置している遺体及び遺族が保管している遺体についての火葬場の割振り
 - ② 非常事態のため火葬が可能な火葬場が限定されていることなどを遺族に対して説明し、割り振られた火葬場に遺体を直接搬送することについて、当該市町村が遺族に対して同意書による同意を得る。

3-5 火葬要員等の派遣要請及び受入れ

- (1) 火葬場設置者は、当該火葬場の職員が被災したために火葬場の稼働ができない場

合は、県に対し火葬要員及び補助員（以下「火葬要員等」という）の派遣の手配を要請するものとする。

- (2) 県は、被災した火葬場設置者からの要請に基づき、他の市町村又は近隣県に対し、火葬要員等の派遣について依頼するとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。
- (3) 県は、県内の市町村及び近隣県だけでは火葬要員等の確保が困難であることが判明した場合は、厚生労働省に対しその旨を報告し、その他の都道府県の応援を依頼するものとする。
- (4) 県及び火葬場設置者は、県内又は近隣県内で災害等が発生したときは、火葬要員等の応援依頼を踏まえ、速やかに応援体制を整え、積極的に対応するものとする。
- (5) 県及び火葬場設置者は、厚生労働省からその他の都道府県への火葬要員等の応援要請があったときは、積極的にこれに対応するものとする。

3-6 遺体の搬送手段の確保

- (1) 被災市町村は、遺体保存のための資機材の搬入車両及び遺体を火葬場まで搬送する車両については、緊急通行車両を用いるものとする。
- (2) 被災市町村は、緊急通行車両が十分に確保できない場合は、葬祭業者等の協力を県に要請するものとする。
- (3) 県は、協定団体だけでは対応できないと判断した場合は、自衛隊に対し搬送手段の確保について協力を依頼するものとする。

3-7 相談窓口の設置

- (1) 被災市町村は、住民からの様々な相談に対応するために設置された相談窓口において、広域火葬に関する情報の提供及び火葬の受付を行うとともに、必要に応じて安置所等に広域火葬専用の相談窓口を設置するものとする。
- (2) 相談時に広域火葬の実施に伴う遺族による火葬場への火葬依頼の制限、火葬場までの遺体搬送における遺族の同乗制限、焼骨の受け渡し方法等について、遺族等の感情に十分配慮した上で説明するものとする。

3-8 災害以外の事由による遺体の火葬

被災市町村は、当該市町村の区域内の自然死、病死等災害以外の事由による遺体の火葬についても広域火葬の対象とし、相談窓口において火葬の申し込みを受け付けるものとする。

3-9 火葬許可に係る特例的取扱い

被災市町村による迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、市町村又は火葬場設置者は、戸籍確認の事後の実施等、平成23年3月14日付け健衛発0314第1号「平成23年東北地方太平洋沖地震の発生を受けた墓地、埋葬等

に関する法律に基づく埋火葬許可の特例措置について」を参考に実態に応じた事務処理を行うものとする。

3-10 火葬状況の報告

- (1) 火葬場設置者は、他の被災市町村から受け入れた広域火葬実績を災害による遺体とその他の事由による遺体とに区分して、県に日報として報告するものとする。
- (2) 県は、県内の火葬場からの日報をとりまとめ、厚生労働省に報告するものとする。

3-11 引取者のいない焼骨の保管

被災市町村は、引取者のいない焼骨を火葬場から引き取り、引取者が現れるまでの間、遺骨保管所を設け保管するものとする。

3-12 広域火葬の終了

- (1) 被災市町村は、広域火葬を行う必要がなくなったときは、遺体対応班にその旨を連絡するものとする。
- (2) 遺体対応班は、被災市町村からの連絡又は火葬状況報告から判断し広域火葬の終了が適当と認めるときは、広域火葬を終了し、関係市町村、火葬場設置者及び関係都道府県並びに厚生労働省に連絡するものとする。

3-13 広域火葬等の応援

県、市町村及び火葬場設置者は、県内又は他の都道府県で大規模災害が発生した場合は、広域火葬について自らの判断又は被災市町村・都道府県・厚生労働省からの応援要請により、速やかに応援体制を整え積極的に応援するものとする。

3-14 大規模な疾病的流行等への準拠

この計画は、南海トラフ地震等の大規模な災害に対応することを目的にしたものであるが、大規模な疾病的流行等の場合にも、必要に応じてこの計画の定めるところにより対応するものとする。

附則

この計画は、平成26年6月6日から施行する。

高知県広域火葬事務処理要領

(目的)

第1条

この要領は、高知県広域火葬計画に基づき、健康政策部食品・衛生課（以下「県」という。）、市町村、火葬場設置者及び他都道府県の広域火葬連絡調整担当課との間の広域火葬に関する速やかな情報の伝達に必要な事項を定め、広域火葬を円滑に実施することを目的とする。

(基礎資料の整備)

第2条

県は、次に掲げる基礎資料を作成し、市町村、火葬場設置者及び福祉保健所に周知する。

- (1) 市町村等連絡調整担当課一覧
- (2) 県内火葬場一覧
- (3) 県外応援可能火葬場一覧
- (4) その他必要な資料

2 県、市町村及び火葬場設置者は、大規模災害時において資機材の調達、運搬、火葬等の広域的応援の円滑な推進を確保するため、前項に掲げられた資料を常備し、活用する。

(通知・報告先及び方法)

第3条

県が行う通知等は、市町村、火葬場設置者及び福祉保健所へ行うものとする。

2 市町村及び火葬場設置者が行う本要領の規定に基づく報告等は、県へ行うものとする。

(火葬場被害状況報告)

第4条

高知県広域火葬計画第3-2の規定による火葬場設置者の報告は、火葬場被害（復旧見込）状況報告（様式1）により県へ報告する。

(広域火葬応援の要請)

第5条

高知県広域火葬計画第3－3の規定による広域火葬応援を要請する場合は、死亡者数、火葬依頼遺体数等を速やかに県に通報し、おって広域火葬応援要請（様式2）により要請する。

- 2 前項の広域火葬応援要請は、被災市町村の区域内における死亡者数の大幅な変動等により、新たにその必要が生じた場合は、その都度行うものとする。

（広域火葬の協力依頼）

第6条

県は、前条第1項に基づき被災市町村から広域火葬応援要請を受けたときは、速やかに火葬場設置者及び必要に応じ中国・四国地方の各県（以下「近隣県」という）へ広域火葬協力依頼書（様式3）を送付する。

- 2 県は、県内の火葬場及び近隣県だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに厚生労働省に近隣県以外の都道府県（以下「その他の都道府県」という。）への応援要請を依頼する。

- 3 前2項の広域火葬協力依頼等は、前条に対応してその都度行う。

（広域火葬の受入回答）

第7条

前条第1項に基づく広域火葬協力依頼を受けた火葬場設置者は、直ちに火葬受入計画を検討し、速やかに県へ広域火葬受入報告（様式4）を送付する。

（応援火葬場の割り振り、報告）

第8条

県は、前条に規定する広域火葬受入報告の到着後、応援火葬場割振（計画）表（様式5）を作成する。

- 2 県は割振（計画）表により、速やかに被災市町村及びその管轄福祉保健所へ応援火葬場割振通知（要請市町村用）（様式6）を、また、広域火葬応援を行う火葬場設置者へ応援火葬場割振通知（受入火葬場用）（様式7）を送付通知するものとする。
- 3 高知県広域火葬計画第3－10による報告は、広域火葬実施日報（様式8）により速やかに行う。

(広域火葬応援依頼の終了)

第9条

被災市町村の担当部局は、広域火葬の必要がなくなる前日までに県へ電話等でその旨を連絡し、完了したときは、速やかに広域火葬依頼実績報告(様式9)を送付する。

(広域火葬応援実績の報告)

第10条

県は、前条の連絡を受けたときは直ちに広域火葬応援を行っている火葬場設置者へその旨を連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた火葬場設置者は、速やかに県へ火葬等依頼被災市町村ごとの広域火葬実績報告(様式10)を提出するものとする。

(他の都道府県等からの広域火葬依頼に係る対応)

第11条

近隣県及びその他の都道府県から広域火葬応援の要請があった場合、県、火葬場設置者は、速やかに応援協力の体制を整える。

(その他)

第12条この要領の実施に関しその他必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成26年6月6日から適用する。

災害緊急

様式第1号(第4条関係)

年月日

高知県健康政策部食品・衛生課長様

火葬場設置者()

火葬場被害(復旧見込)状況報告(第 報)

年月日 時 分に発生した()による火葬場の被害(復旧見込)状況は、次のとおりです。

点検日時		年月日時分			
被 害 状 況 (復 旧 見 込)	火葬炉本体	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	(状況:)	
	火葬炉付帯設備	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	(状況:)	
	建屋	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	(状況:)	
	進入路	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	(状況:)	
	その他	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	(状況:)	
火葬炉の使用	<input type="checkbox"/> 支障なし				
	<input type="checkbox"/> 一部不能 (最大火葬数 体/日)				
	<input type="checkbox"/> 不能	<input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 調整中		
復旧見込	一部稼働	年月日			
	全部稼働	年月日			
その他の	電話・職員の確保等	<input type="checkbox"/> 支障なし	<input type="checkbox"/> 支障あり()		
	損傷箇所の写真撮影	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有		
	復旧時の応援の必要性				
連絡担当者	担当部局課名				
	職名・氏名				
	電話				
	FAX				
	e-mail				

災害緊急

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

高知県健康政策部食品・衛生課長 様

)市町村長

広域火葬応援要請(第 報)

当市町村内において次のとおり多数の死亡者が発生したため、その死亡者の火葬等に係る
広域応援を要請します。

月 日 時現在														
死 亡 者 数 ※災害以外の死亡 を含む	(前報比増減数 人)	人	死亡者数 内 訳	大人: 人										
				小人: 人										
行方不明者数	(前報比増減数 人)	人		胎児: 人										
				不明: 人										
火葬等 応 援 要 請 事 項	遺体数* ※災害以外の死 亡を含む。	体	遺 体 数 内 訳	大人: 体										
				小人: 体										
				その他: 体										
(棺の確保等)														
<table border="1"> <tr><td>連絡調整担当者</td><td>担当部局課名</td></tr> <tr><td></td><td>職名・氏名</td></tr> <tr><td></td><td>電 話</td></tr> <tr><td></td><td>F A X</td></tr> <tr><td></td><td>e - m a i l</td></tr> </table>					連絡調整担当者	担当部局課名		職名・氏名		電 話		F A X		e - m a i l
連絡調整担当者	担当部局課名													
	職名・氏名													
	電 話													
	F A X													
	e - m a i l													

(注)小人は、12歳未満の子供とする。

*遺体:検案終了した火葬できる状態

災害緊急

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

火葬場設置者

県

様
様

課長

高知県健康政策部食品・衛生課長

広域火葬協力依頼(第 1 報)

年 月 日 時 分に発生した()により、次の市町村において多数の死者が発生し、当該()から火葬応援の要請がありましたので、貴火葬場における火葬応援の可否について報告をお願いします。

災害発生 市町村名		(※第2報以降、要応援要請市町村は△印、新規応援要請市町村は○印を付ける)		
火葬等 応援要 請事項	遺体数* ※災害以外の死 亡を含む。	【 月 日 時現在】 体	遺体數 内訳	大人: 体
				小人: 体
その他: 体				
連絡調整担当者		担当部局課名	高知県健康政策部食品・衛生課 生活衛生担当	
		職名・氏名		
		電話	088-823-9671	
		F A X	088-823-9264	
		e-mail	131901@ken.pref.kochi.lg.jp	

(注)小人は、12歳未満の子供とする。

災害緊急

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

高知県健康政策部食品・衛生課長 様

火葬場設置者()

広域火葬受入報告

年 月 日付けで依頼のありました火葬応援について、次のとおり報告します。

火葬応援	受入・否(今後の受入の可能性:)					
火葬場名		所在地				
受入可能遺体数等	月 日()	時~時	大人	体	小人	体
	月 日()	時~時	大人	体	小人	体
	月 日()	時~時	大人	体	小人	体
	月 日()	時~時	大人	体	小人	体
	月 日()	時~時	大人	体	小人	体
その他	上記も月日以降の火葬受入		<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 検討中	
	火葬場内における棺運搬		<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 検討中	
	被災市町村火葬場への要員派遣		<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 検討中	
	その他(骨つぼの確保等)					
連絡担当者	担当部局課名					
	職名・氏名					
	電話 (内線)					
	F A X					
	e-mail					

(注)小人は、12歳未満の子供とする。

表（計画）割場葬火援応

年月日現在 No.

災害緊急

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

市町村長 様

高知県健康政策部食品・衛生課長

広域火葬場割振通知(要請市町村用)

年 月 日付けで依頼のあった広域火葬応援要請(第 報)については、貴市町村の火葬を別添の火葬場に割り振りましたので、通知します。

なお、詳細については、当該火葬場と直接協議・調整を行い、円滑な火葬計画の推進を図ってください。

○添付書類:応援火葬場割振(計画)表 枚(No. ~No.)

【 年 月 日 現在】

連絡担当者	担当部局課名	高知県健康政策部食品・衛生課 生活衛生担当
	職名・氏名	
	電話	088-823-9671
	FAX	088-823-9264
	e-mail	131901@ken.pref.kochi.lg.jp

災害緊急

様式第7号(第8条関係)

年 月 日

火葬場設置者
県様
課長 様

高知県健康政策部食品・衛生課長

広域火葬場割振通知(受入火葬場用)

年 月 日付けの広域火葬場受入報告に基づいて、別添のとおり応援火葬場を割り振りましたので、通知します。

なお、詳細については、別途被災市町村が、各火葬場に直接協議・調整の連絡を行いますので、円滑な火葬計画の推進に御協力を御願いします。

○添付書類:応援火葬場割振(計画)表 枚(No. ~No.)
【 年 月 日 現在】

連絡担当者	担当部局課名	高知県健康政策部食品・衛生課 生活衛生担当
	職名・氏名	
	電話	088-823-9671
	F A X	088-823-9264
	e-mail	131901@ken.pref.kochi.lg.jp

災害緊急

様式第8号(第8条関係)

年 月 日

高知県健康政策部食品・衛生課長様

火葬場設置者()

広域火葬実施日報

年 月 日に行つた被災市町村内から搬入された遺体の火葬実施状況は、次のとおりです。

火葬場名								
所 在 地								
火葬場等依頼 被災市町村名								
火葬 死 亡 原 因 總 計		(累計: 体 体)		内 訳	大人:	体(累計:	体)	
					小人:	体(累計:	体)	
					その他:	体(累計:	体)	
火葬 死 亡 原 因 内 訳 災害		(累計: 体 体)		内 訳	大人:	体(累計:	体)	
					小人:	体(累計:	体)	
					その他:	体(累計:	体)	
火葬 死 亡 原 因 内 訳 災害以外		(累計: 体 体)		内 訳	大人:	体(累計:	体)	
					小人:	体(累計:	体)	
					その他:	体(累計:	体)	
その他応援事項 (連絡事項を含む)								
(参考)* 自市町村分 火葬実績		災害によ るもの	(累計: 体 体)		内 訳	大人:	体(累計:	体)
						小人:	体(累計:	体)
						その他:	体(累計:	体)
		災害以外 によるも の	(累計: 体 体)		内 訳	大人:	体(累計:	体)
						小人:	体(累計:	体)
						その他:	体(累計:	体)
報告担当者		担当部局課名						
		職名・氏名						
		電 話						
		F A X						
		e-mail						

(注)本表は1火葬場あたり1被災市町村ごとに作成し、速やかに報告する。

小人は、12歳未満の子供とする。

*高知県以外の火葬場においては、参考欄は記入不要です。

災害緊急

様式第9号(第9条関係)

年 月 日

高知県健康政策部食品・衛生課長様

()市町村長

広域火葬依頼実績報告

当市町村からの応援火葬場への広域火葬依頼実績は、次のとおりです。

火葬場名								
所在地								
火葬 依頼 実績	月日・曜日	依頼者(体)	内訳					
			災害死亡(体)		災害以外の死亡(体)			
			大人	小人	その他	大人	小人	その他
	月 日()							
	月 日()							
	月 日()							
	月 日()							
	月 日()							
	月 日()							
	月 日()							
合 計								
その他								
報告担当者			担当部局課名					
			職名・氏名					
			電 話					
			F A X					
			e - m a i l					

(注)本表は1火葬場あたり1被災市町村ごとに作成し、速やかに報告する。

小人は、12歳未満の子供とする。

災害緊急

様式第10号(第10条関係)

年 月 日

高知県健康政策部食品・衛生課長様

火葬場設置者()

広域火葬依頼実績報告

被災市町村から搬入された遺体の広域火葬依頼実績(当管内の火葬場における広域火葬実績)は、次のとおりです。

火葬場名								
所在地								
火葬等依頼被災市町村名								
火葬依頼実績	月日・曜日	依頼者(体)	内訳					
			災害死亡(体)			災害以外の死亡(体)		
			大人	小人	その他	大人	小人	その他
			月 日()					
			月 日()					
			月 日()					
			月 日()					
			月 日()					
			月 日()					
			月 日()					
月 日()								
合 計								
その他の	上記以外の被災市町村からの遺体搬入予定・見込み							
	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 調整中(状況:)							
	被災火葬場への要員派遣数等			延 日・延 人				
その他								
報告担当者	担当部局課名							
	職名・氏名							
	電話							
	F A X							
	e-mail							

(注)本表は1火葬場あたり1被災市町村ごとに作成し、速やかに報告する。

小人は、12歳未満の子供とする。